

守秘義務

『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』
(グリーンブック) 55-56



- 人を対象とした研究
 - 研究を通して得た個人情報などを守る
 - プライバシーの保護



- 知的財産に関わる研究
 - 「秘密保持契約」を締結し、トラブルを防ぐ
 - 大学の知財担当部署や相手企業と事前に相談

- 企業との研究に参加する際の注意
 - 秘密保持義務が求められる事が大半
 - 不用意に話したことが契約違反になる可能性がある



就職の自由を制約
・ライバル企業への就職
が妨げられる可能性



就職活動の制約
・アピールが難しくなる可
可能性

参考

- 『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』（グリーンブック）55-56